

議案第32号

川崎市営霊園の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

| 管理を行わせる施設の名称及び所在地   | 指 定 管 理 者                  |   | 指 定 期 間                             |
|---|----------------------------|---|-------------------------------------|
|   | 住 所                        | 名称及び代表者名  |                                     |
| 川崎市営霊園<br>(緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園)                                  | 東京都豊島区<br>南池袋一丁目<br>16番15号 | 川崎市営霊園パートナーズ<br><br>代表者<br>西武造園株式会社<br>取締役社長 大嶋 聡 | 平成31年4月1日<br>から<br>平成32年3月31日<br>まで |
| 川崎市高津区下作延<br>1241番地<br>(緑ヶ丘霊園)<br>川崎市麻生区早野<br>732番地<br>(早野聖地公園) |                            | 構成員<br>横浜緑地株式会社<br>代表取締役 樋熊 浩明                    |                                     |

## 参考資料

### 1 川崎市営霊園パートナーズの概要

代表者 西武造園株式会社

設立 昭和26年2月15日

資本の額 3億6000万円

従業員数 1,022名

目的 次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 造園、土木、建築等建設工事の調査、設計、監理及び請負ならびに測量業務
  - (2) 霊園、墓所、墓石等建設工事の調査、設計、監理及び請負ならびに測量業務
  - (3) 公園、緑地、樹木、芝生等の保全管理及び病虫害防除
  - (4) 造園緑化に関するコンサルタント業務
  - (5) 環境アセスメント業務
  - (6) 造園緑化関連資材の生産、売買、輸出入、及びその代理業
  - (7) 公園、緑地、庭園、動植物園、遊園地、ゴルフ場、スポーツ施設、研修・宿泊施設等、及びその付帯施設の運営維持管理業務
  - (8) 飲食店、売店等の経営、及び管理
  - (9) 日用品雑貨、衣料品、食料品、酒類、煙草等の販売
  - (10) 前各号に付帯する一切の業務
- 事業実績
- (1) 川崎市営霊園指定管理者
  - (2) 横須賀市営公園墓地指定管理者

- (3) 千葉市平和公園指定管理者
- (4) 国営昭和記念公園運営維持管理業務
- (5) 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 ほか

構 成 員 横浜緑地株式会社

設 立 昭和49年6月4日

資本の額 3500万円

従業員数 161名

目 的 次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 造園工事、土木工事等の設計、施工、監理
- (2) 公園、緑地、樹木、芝生等の保全管理及び病虫害防除
- (3) 造園緑化関連資材の生産、売買、輸出入及びその代理業
- (4) 公園、緑地、庭園、動植物園、遊園地、ゴルフ場、スポーツ施設、研修・宿泊施設等、及びその付帯施設の運営維持管理業務
- (5) 飲食店、売店等の経営、及び管理
- (6) 日用品雑貨、衣料品、食料品、酒類、煙草等の販売
- (7) 前各号に付帯する一切の業務

事業実績

- (1) 川崎市営霊園指定管理者
- (2) 鎌倉霊園管理業務
- (3) 神奈川県立東高根森林公園指定管理者
- (4) 神奈川県立観音崎公園指定管理者
- (5) 神奈川県立四季の森公園指定管理者
- (6) 神奈川県立三ツ池公園指定管理者 ほか

## 2 指定の理由

川崎市緑ヶ丘霊園において、平成31年度から合葬型墓所の管理運営を行うにあたり、市営霊園における公共サービスの安定的かつ継続的な提供、効率的かつ効果的な墓地の管理を行う必要があるため、現在の指定管理者である川崎市営霊園パートナーズを引き続き指定管理者として指定するものである。